

=私たちの活動 4つの柱=  
\*制度化と指導員の身分保障  
\*専門性と仕事の確立  
\*父母と共に学童保育運動の発展  
\*全国の指導員との団結と連帯

建交労全国学童保育部会

## ニュース学童保育

2020. 4. 3.  
NO. 53 (臨時号)  
全日本建設交運一般労働組合  
全国学童保育部会 発行  
編集: 事務局

# まだ続く、学校休業 政府は、学童保育所に開所の要請

新型コロナウイルスの感染は、日に日に広がっています。来週から入学式、始業式のはずが、関東を中心に学校休業の延長がされています。それに伴い、政府から学童保育所について「感染の予防に留意したうえで、原則として開所」の事務連絡が出ました。

## 東京は、5月6日まで

町田分会の組合員に聞きますと、「5月6日まで

で休校。学年で分けて、教科書を学校に受け取りに行く日があるけど。もう、体中がボロボロだよ」と嘆きの訴え。

川崎支部の仲間にも聞いたら、「神奈川県全体が4月17日まで休校が決まり、学童保育所は1日保育が続く。臨時の補

助金は、付くことは決まっているが、手続きは来週に市の申請書類が届いてから。」とのことでした。所沢支部は、「入学式は8日に行われるが、休校は11日まで伸びた。市内で感染者が出ており、さらに休みが伸びるかもしれない。」

群馬支部は「県内自治体は、他の市町村の動きを見ている状態。今日、何等か動きが出るかもしれない。」

群馬支部委員長は「今、一番頑張っている労働者は、私たちかもしれない」と語りました。

## 新事業者、時間 に開所できず

この4月より、民間企業が新事業者になった福岡県春日市。

18クラブ中、主任が配置できたのは3クラブ。資格者がいないところもあり、明らかな基準条例違反。

なんと、4月1日にだけでも施設のカギをもっておらず、時間通りに開所できなかったクラブもあったとのこと。

事業者も市も、責任重大です。

(事務局長 田村一志)

## 都道府県、指定都市、中核市あて 厚生労働省の事務連絡の概要

「放課後児童クラブについては、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象としており、特に小学校低学年の子どもは留守番をすることが困難な場合があると考えられ、感染の予防に留意した上で、原則として開所いただくようお願いしている」

「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において『感染拡大警戒地域』とされる感染状況が拡大傾向にある地域の市区町村においては、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の保育所と同様、規模を縮小して開所すること、あるいは、放課後児童クラブを臨時休業することを検討すること」

その際の留意事項として、

「必要な者に預かりが提供されないということがないよう、市区町村において十分に検討いただきたい」

「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の預かりが必要な場合の対応について検討いただきたい」と、しています。

## 政府に、 補助金を要請

全国部会から、厚生労働省に、以下の2点について電話で要請しました。

- 感染拡大防止の備品購入は、継続して予算化すること。申請期間が短かったため、活用しきれっていない

